第1回義肢装具士学校養成所 カリキュラム等改善検討会

資料2

令和3年9月1日

義肢装具士教育見直しの背景

義肢装具士の概要

業 務 等

- 〇 医師の指示の下に、義肢(※1)及び装具(※2)の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への 適合を行うこと。(法第2条第3項)
 - ※1 義肢とは、上肢又は下肢の全部又は一部に欠損のある者に装着して、その欠損を補てんし、又はその欠損により失われた機能を代替するための器具器械をいう。(法第2条第1項)
 - ※2 装具とは上肢若しくは下肢の全部若しくは一部又は体幹の機能に障害のある者に装着して、当該機能を回復させ、若しくはその低下を抑制し、又は当該機能を補完するための器具器械をいう。(法第2条第2項)
- 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び - 装具の身体への適合を行うことを業とすることができる。(法第37条第1項)
- 医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装 具の身体への適合(※3)を行ってはならない。(法第38条)
 - ※3 厚生労働省令で定める義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合(施行規則第32条)
 - 1. 手術直後の患部の採型及び当該患部への適合
 - 2. ギプスで固定されている患部の採型及び当該患部への適合

現 況

- (1) 免許取得者数(令和2年12月31日現在)
- (2) 医療従事者数(平成29年10月1日 医療施設調査・病院報告より)

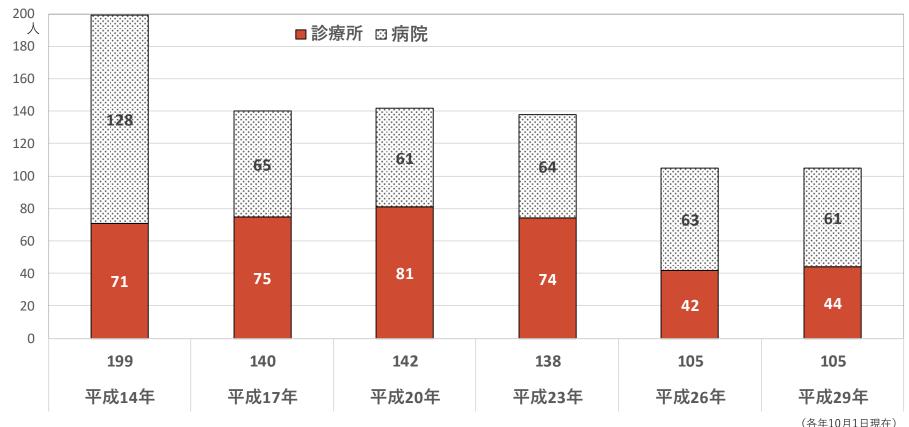
病院: 61名(常勤換算数)

5.680名

診療所: 44名(常勤換算数)

(3) 学校養成所数(令和3年4月1日現在) 10校 定員283名

義肢装具士 業務従事者数の推移

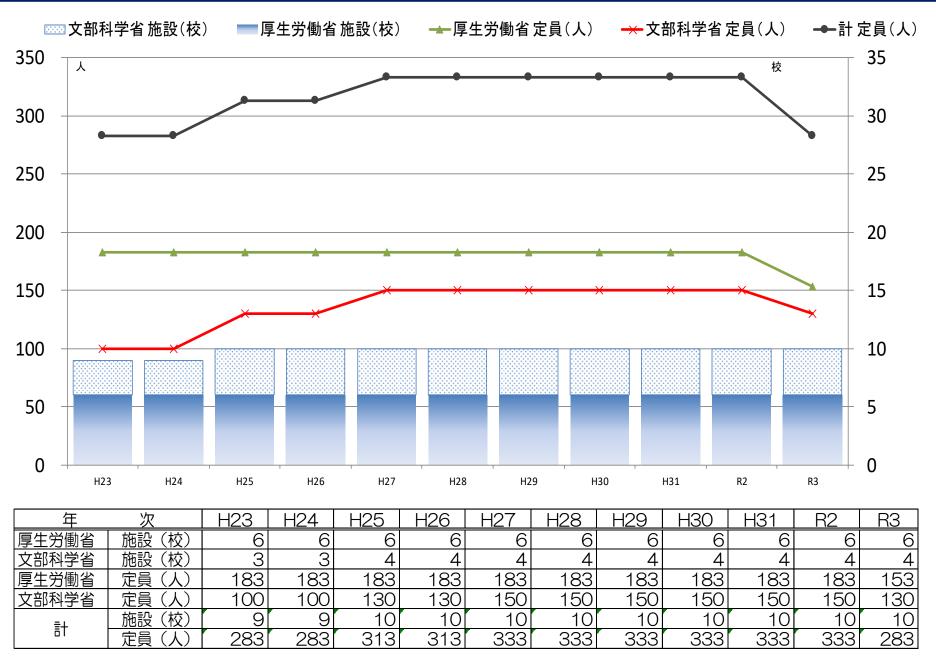


	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	平成29年
合計 (人)	199	140	142	138	105	105
病院	128	65	61	64	63	61
診療所	71	75	81	74	42	44

[※]医療施設調査・病院報告より作成。

[※]従事者数は、常勤換算である。

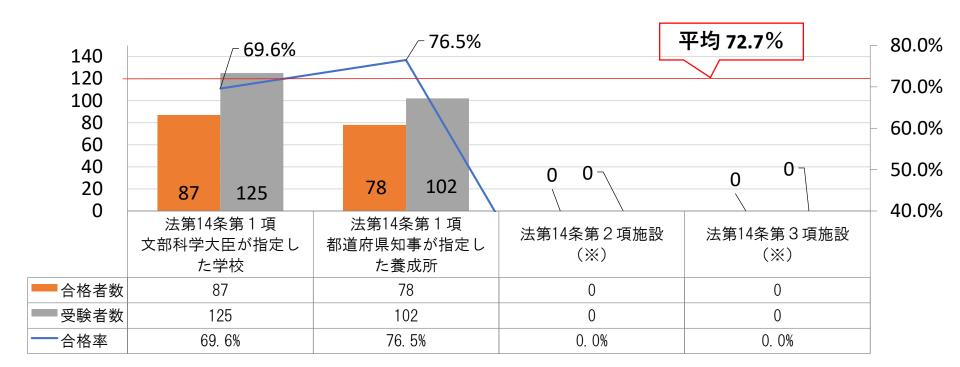
義肢装具士養成所数・養成定員 年度別推移(新入学生募集施設数)



義肢装具士国家試験 合格率等推移



令和2年度義肢装具士国家試験合格率(受験資格別)総合格者数=165名



			総数			新卒		既卒				
	施設数	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率		
法第14条第1項 文部科学大臣が指定した学校	4	125	87	69.6%	101	81	80.2%	24	6	25.0%		
法第14条第1項 都道府県知事が指定した養成所	7	102	78	76.5%	93	75	80.6%	9	3	33.3%		
法第14条第2項施設(※)	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%		
法第14条第3項施設(※)	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%		
合計	11	227	165	72.7%	194	156	80.4%	33	9	27.3%		

[※] 法制定時以降、該当する養成施設は現時点までない。

義肢装具士国家試験 受験資格について

法 (※1) 第14条第1項

文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所(以下「**指定学校養成所**」という。)において、**3年以上**義肢装具士として必要な知識・技能を修得したもの

法第14条第2項

大学、高専、旧大学令に基づく大学、施行規則(※2)第13条で定める学校、文教研修施設、養成所において**1年**(高専は**4年)以上**修業し、かつ、**告示100号**(※3)で定める科目を修めた者

Ⅰ <告示100号で定める科目>

- 1. 右の科目のうち1科目(心理学、倫理学、社会学、人間発達学、社会福祉学
- 2. 右の科目のうち2科目 数学、物理学、生物学、数理統計学
- 3. 外国語 4. 保健体育

指定学校養成所にて、**2年以上** 義肢装具士として<u>必要な知識・技</u> <u>能(※4)を修得</u>したもの

※4 第14条第1号に掲げる者の教育内容から基礎分野(14単位)、専門基礎分野(7単位)を除いた教育内容(指定規則第4条第2項第3号)

法第14条第3項

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十四条第一項の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者(施行規則※2第14条で定める者に限る。)で、<mark>指定施設</mark>において、**1年以上** 義肢装具士として<u>必</u>要な知識・技能(※4)を修得したもの

※4 第14条第1号に掲げる者の教育内容から基礎分野(14単位)、専門基礎分野(7単位)を除いた教育内容 (指定規則(※4)第4条第2項第3号)

法第14条第4項

- ・外国の義肢装具の製作適合等に関する学校又は養成所を卒業した者
- ・外国で義肢装具十の免許に相当する免許を受けた者

法附則第2項該当者

義肢装具士として必要な知識、技能を修得させる文部大臣又は厚生大臣が指定した学校又は養成所において、

- ・法施行の際(昭和63年4月1日)現に義肢装具士として必要な知識及び技能の修得を終えている者
- ・法施行の際(昭和63年4月1日)現に義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中の者であって、 法施行後にその修得を終えた者
- ※ 1 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- ※ 2 義肢装具士法施行規則(昭和63年厚生省令第20号)
- ※3 義肢装具士法第14条第2号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目(昭和63年厚生省告示第100号) ※4 義肢装具士学校養成所指定規則(昭和63年文部省令・厚生省令第3号)

大臣認定

義肢装具士の受験資格に関する法令①

義肢装具士法

- 第14条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
 - 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、3年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に 基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において1年 (高等専門学校にあっては、4年)以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修 めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所に おいて、2年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 3 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項の規定に基づく義肢及び装 具の製作に係る技能検定に合格した者(厚生労働省令で定める者に限る。)で、<u>文部科学</u> 大臣が指定した学校又は<u>都道府県知事が指定した義肢装具士養成所</u>において、1年以上義 肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 4 外国の義肢装具の製作適合等に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で義肢装 具士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の 知識及び技能を有すると認定したもの

これまでの学校養成所指定規則等における改正の概要

義肢装具士学校養成所授業時間等の変遷

○昭和63年 義肢装具士学校養成所指定規則(昭和63年文部省厚生省令第3号)

法第14条1項 講義:2,760時間(うち臨床実習:180時間) その他選択必修科目:300時間 合計3,060時間

法第14条2項 講義:2,190時間(うち臨床実習:180時間) 法第14条3項 講義:1,230時間(うち臨床実習:135時間)

合計2,190時間 合計1,230時間

○【大綱化】 平成16年改正 (平成16年文部科学省厚生労働省令第2号)

法第14条1項 講義:89単位 臨床実習:4単位 合計93単位 法第14条2項 講義:68単位 臨床実習:4単位 合計72単位

臨床実習: 3単位 法第14条3項 講義: 42単位

合計45単位

義肢装具士学校養成所指定規則の改正等の概要(平成16年)

義肢装具士学校養成所指定規則の一部改正

・93単位以上

(平成16年文部科学省厚生労働省令第2号)

単位制の導入

○1単位の授業時間数

・講義及び演習

15時間~30時間

・実験、実習及び実技

3 0 時間~4 5 時間

義肢装具士養成所のガイドラインの策定(平成27年)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律 第51号)等により、義肢装具士法(昭和62年法律第61号)等の一部が改正され、義肢装具士養成所の指定・監督 権限を厚生労働大臣から都道府県知事に移譲。

これに伴い、新たに義肢装具士養成所課程に係るものを「義肢装具士養成所指導ガイドライン」(平成27年3月31 日医政発0331第32号(※))として通知した。

(※) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言

指定施設の指定基準に関する法令①

法第14条第1項の学校及び養成所の指定基準

指定規則第4条第1項

- 1 学校教育法第90条第1項に規定する者(法第14条第1号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)又は法附則第4条に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、**3年以上**であること。
- 3 教育の内容は、**別表第1**に定めるもの以上であること。
- 4 **別表第1**に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち6人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあっては、1学級増すごとに3を加えた数)以上は、医師又は義肢装具士である専任教員であること。ただし、医師又は義肢装具士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては4人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあっては、1学級増すごとに1を加えた数)、その翌年度にあっては5人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあっては、1学級増すごとに2を加えた数)とすることができる。
- 5 医師又は義肢装具士である専任教員のうち少なくとも3人は、法第2条第3項に規定する義肢装具の製作適合等に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後5年以上業務に従事した義肢装具士(以下「業務経験5年以上の義肢装具士等」という。)であること。ただし、業務経験5年以上の義肢装具士等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては1人、その翌年度にあっては2人とすることができる。
- 6 1学級の定員は、10人以上30人以下であること。
- 7 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- 8 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。
- 9 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 10 臨床実習を行うのに適当な病院又は診療所及び製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所を実習施設として利用しうること並びに当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 11 専任の事務職員を有すること。
- 12 管理及び維持経営の方法が確実であること。

法律第14条1項の義肢装具士として必要な知識・技能(教育内容の変遷 詳細※別表第1)

○昭和63年改正(昭和63年文部省厚生省令第3号)

			其	礎科目											専	門基	陸 和	斗目													由	門科	. 日					
				1								5	三学										エ	学_							٠,,	. , , ,	_			_		
	科目	むこと 人科学	かり云	数理統計学のうちから選択。)(数学、物理学、生物学、自然科学三科目	外国語	保健体育	公衆衛生学	医学概論	解剖学	生理学	病理学概論	機能解剖学	運動学	一般臨床医学	臨床神経学	整形外科学	リハビリテーション医学	理学療法・作業療法	臨床心理学	図学・製図学	機構学	電子計算機演習	義肢装具材料学	義肢装具材料力学	制御工学	システム工学	リハビリテーション工学	義肢装具学概論	義肢装具基本工作論	義肢装具生体力学	義肢装具採型・採寸学	義肢装具適合学	義肢装具装着管理学	関係法規	臨床実習	製作実習	その他選択必修科目	総計
	義講	60	60	90	120	15	15	15	45	45	45	75	45	15	30	75	60	30	15	30	30	15	45	45	30	30	30	15	15	75	105	105	60	30			300	
時間数	習実					45						45	45									30							90		315	315			180	180	300	3060
数	計	60	60	90	120	60	15	15	45	45	45	12	90	15	30	75	60	30	15	30	30	45	45	45	30	30	30	15	105	75	420	420	60	30	180	180	300	

備考

- 1 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具士法施行規則第13条に定める学校、文教研修施設又は養成所において既に履修した科目について は、免除することができる。
- 2 選択必修科目は、専門基礎科目及び専門科目のうちから選択して講義又は実習を行う。



○【大綱化】平成16年改正(平成16年文部科学省厚生労働省令第2号)

	基礎	分野		専門基礎会	分野 ·			専門分野		
教育内容	科学的思考の基盤	人間と生活	及び心身の発達	及び回復過程の促進疾病と障害の成り立ち	リハビリテーションの理念保健医療福祉と	義肢装具領域における工学	基礎義肢装具学	応用義肢装具学	臨床実習	総計
単位数	14	4	13	8	5	10	19	20	4	93

備考

- 1 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第20条第2項の規定の例による。
- 2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具士法施行規則第13条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目 については、免除することができる。
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習4単位以上及び臨床実習以外の教育内容89単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基 礎分野36単位以上及び専門分野39単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

指定施設の指定基準に関する法令②

法第14条第2項の学校及び養成所の指定基準

指定規則第4条第2項

- 1 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は義肢装具 士法施行規則(昭和63年厚生省令第20号)第13条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において1年 (高等専門学校にあっては、4年)以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学 又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、**2年以上**であること。
- 3 教育の内容は、別表第2に定めるもの以上であること。
- 4 **別表第2**に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち5人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあっては、1学級増すごとに2を加えた数)以上は、医師又は義肢装具士である専任教員であること。ただし、医師又は義肢装具士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては4人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあっては、1学級増すごとに1を加えた数)とすることができる。
- 5 医師又は義肢装具士である専任教員のうち少なくとも2人は、業務経験5年以上の義肢装具士等であること。ただし、業務経験5年以上の義肢装具士等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては1人とすることができる。
- 6 前項第6号から第12号までに該当するものであること。

法律第14条2項の義肢装具士として必要な知識・技能(教育内容の変遷 詳細※別表第2)

○昭和63年改正(昭和63年文部省厚生省令第3号)

		基礎 科目							医学			専門	基礎	科目						学							卓	9門科1	■				
	科目	外国語	公衆衛生学	医学概論	解剖学	生理学	病理学概論	機能解剖学	運動学	一般臨床医学	臨床神経学	整形外科学	リハビリテーション医学	理学療法・作業療法	臨床心理学	図学・製図学	機構学	電子計算機演習	義肢装具材料学	于	制御工学	システム工学(人間工学を含むこ	リハビリテーション工学	義肢装具学概論	義肢装具基本工作論	義肢装具生体力学	義肢装具採型·採寸学 ※ 1	義肢装具適合学 ※2	義肢装具装着管理学	関係法規	臨床実習	製作実習	総計
B	義講	60	15	15	30	30	30	60	15	15	30	45	45	30	15	30	15	15	30	30	15	15	15	15	15	75	105	105	60	30			
目	習実							45	45									15							90		315	315			180	180	2190
変	計	60	15	15	30	30	30	105	60	15	30	45	45	30	15	30	15	30	30	30	15	15	15	15	105	75	420	420	60	30	180	180	

- ※1 義肢に関して講義60時間及び実習180時間並びに装具に関して講義45時間及び実習135時間とすること。
- ※2 義肢に関して講義60時間及び実習180時間並びに装具に関して講義45時間及び実習135時間とすること。

学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具十法施行規則第13条に定める学校、文教研修施設又は養成所において既に履修した科目については、 免除することができる。



【大綱化】平成16年改正(平成16年文部科学省厚生労働省令第2号)

		専門基础				専門分野		
教育内容	人体の構造と機能	及び回復過程の促進疾病と障害の成り立ち	リハビリテーションの理念保健医療福祉と	義肢装具領域における工学	基礎義肢装具学	応用義肢装具学	臨床実習	総計
単位数	10	6	5	8	19	20	4	72

備考

- 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。
- 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具士法施行規則第13条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習4単位以上及び臨床実習以外の教育内容68単位以上(うち専門基礎分野29単位以上及び専門13 分野39単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

指定施設の指定基準に関する法令③

法第14条第3項の学校及び養成所の指定基準

指定規則第4条第3項

- 1 義肢装具士法施行規則第14条に規定する者であることを入学又は入所の資格としていること。
- 修業年限は、1年以上であること。
- 3 教育の内容は、**別表第3**に定めるもの以上であること。
- 4 **別表第3**に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち4人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあっては、1学級増すごとに1を加えた数)以上は、医師又は義肢装具士である専任教員であること。
- 5 医師又は義肢装具士である専任教員のうち少なくとも1人は、業務経験5年以上の義肢装具士等であること。
- 6 第1項第6号から第12号までに該当するものであること。

法律第14条3号の義肢装具士として必要な知識・技能(教育内容の変遷 詳細※別表第3)

○昭和63年改正(昭和63年文部省厚生省令第3号)

		基礎科目							専門基 医学	礎科目						工学			専門	科目			
	科目	外国語	公衆衛生学	医学概論	解剖学	生理学	病理学概論	機能解剖学	運動学	一般臨床医学	臨床神経学	整形外科学	リハビリテーション医学	理学療法・作業療法	臨床心理学	電子計算機演習	義肢装具生体力学	義肢装具採型・採寸学	義肢装具適合学	義肢装具装着管理学	関係法規	臨床実習	総計
時	義講	60	15	15	30	30	30	60	15	15	30	45	45	30	15	15	75	30	30	30	15		
間数	習実							45	45							15		180	180			135	1230
双	計	60	15	15	30	30	30	105	60	15	30	45	45	30	15	30	75	210	210	30	15	135	

備考

学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具士法施行規則第13条に定める学校、文教研修施設又は養成所において既に履修した科目については、 免除することができる。



○【大綱化】平成16年改正(平成16年文部科学省厚生労働省令第2号)

		専門基礎分野			専門分野		
教育目標	人体の構造と機能 能	及び回復過程の促進 疾病と障害の成り立ち	リハビリテーションの理念保健医療福祉と	基礎義肢装具学	応用義肢装具学	臨床実習	総計
単位数	10	6	5	10	11	3	45

備考

- 1 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。
- 2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具士法施行規則第13条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目 については、免除することができる。
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習4単位以上及び臨床実習以外の教育内容68単位以上(うち専門基礎分野29単位以上及び専門 分野39単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

15